

成年後見制度を知ろう!!

～認知症、知的障がい、精神障がいのかたの財産や権利を守ろう～



健康福祉課 地域包括支援センター ☎ ②1182

成年後見制度とは認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないかたの権利を守る制度です。

制度が施行されてから10年経ちましたが、利用者数は少なく、制度自体あまり知られていないのが現状です。制度を正しく理解し、利用について考えてみてはいかがでしょうか。

Q 利用の流れは?

本人が財産などをうまく管理できなくなるなど判断能力が不十分になつてくると日常生活において支障が出てきます。

本人を保護・支援するために裁判所へ成年後見制度の申請をし、裁判官が内容を審判して後見人などを選任します。(下図参照)

Q どういった人が後見人などになるの?

配偶者や親族・知人などがなることが多いですが、法律や福祉の専門家、また法人など、家庭裁判所が本人にとって最適と思われる人や法人が選任されます。

Q 後見人とは何をしてくれるの?

本人の生活、医療、介護、福祉など、身の回りのことにも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、法律行為に関することが職務とされているため、食事の世話や実際の介護などは職務として定められていません。

成年後見制度講演会のお知らせ

日時	1月31日(火)午後1時30分～
場所	保健福祉センターひだまり・ひだまりホール
講師	市川知律さん
(有限会社 With A Will 市川社会福祉事務所取締役)	
自分や家族の将来を考え、成年後見人として活躍されているかたの話を聞き、制度や後見人の仕事を理解してみませんか。	
申込先	1月27日(金)までに地域包括支援センター (☎ ②1182)へ申し込んでください。

Q 判断能力が不十分でないと利用できないの?

判断能力が十分なうちに、誰に、どのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約により決めておく任意後見制度があります。

自分のために事前準備ができる制度です。

Q どこに相談したらいいの?

申し立てには必要な書類を準備する必要があります。

まずは地域包括支援センターか家庭裁判所に相談してください。

成年後見制度の利用の流れ

後見、保佐、補助の開始の申立て

申し立てに必要な主なもの

- ・申立書
- ・診断書（明らかに判断能力がない場合は鑑定が必要でない時もあります）
- ・申し立て手数料（800円の収入印紙）
- ・登記手数料（2,600円）
- ・郵便切手代（約5,000円）
- ・本人の戸籍謄本 など

審判手続き

調査・審問など

裁判所の職員が事情を尋ねたり、問い合わせたりします。

審 判

家庭裁判所は本人にとって最も適任と思われるかたを選任します。